朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校
及び総合体育場複合施設
整備計画

令和８年６月

豊島区

豊島区教育委員会

目次

はじめに 1
１．豊島区の動向・状況 1
２．学校施設及びスポーツ施設の整備に関する動向・状況 1
（１）学校施設の整備に関する動向・状況 1
（２）スポーツ施設の整備に関する動向・状況 1

第１章　朋有小学校・西巣鴨中学校・総合体育場の整備について 2
１．整備の背景 2
２．整備に向けたこれまでの経緯について 3
３．本整備計画の位置づけ 3

第２章　学校・総合体育場の現況及び周辺状況 4
１．学校の現況 4
（１）所在地 4
（２）通学区域 4
（３）各学校の児童・生徒数及び学級数 5
（４）学校の概要 6
２．総合体育場の現状 7
（１）所在地 7
（２）利用者数と利用競技（令和 7 年度） 7
（３）総合体育場の概要 8
３．整備地全体・周辺の現況 9

第３章　整備に係る条件整理 10
１．整備予定地の条件 10
２．必要な施設規模等 10
（１）学校 10
（２）総合体育場 11

第４章　整備基本構想 12
１．コンセプト 12
２．整備基本方針 14
（１）学校 14
（２）総合体育場 14
（３）複合施設 14

第５章　整備基本計画 16
１．施設規模・構成 16
（１）学校 16
（２）総合体育場 20
（３）駐車場・駐輪場 21
２．施設整備計画 22
（１）学校の仕様 22
（２）総合体育場の仕様 36
（３）学校と総合体育場の共通仕様 38

（参考）配置パターン例 44

参考資料 47

はじめに

１．豊島区の動向・状況

豊島区は、平成 15 年 3 月に、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」を策定（平成 27 年 3 月改定）し、「目指すべき将来像」を掲げた。この将来像の実現に向けて、平成 28 年、区の最上位計画である「豊島区基本計画」を策定（令和 4 年 3 月改定）し、必要な施策と取組方針等を分野別に体系化して示し、着実に歩みを進めてきた。

一方、コロナ禍を経て社会経済状況が大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の進展、自然災害リスクの増加が顕著になっている。

こうした状況の中、区が進むべき方向性を明確にしつつ、区民ニーズを的確に捉え、変化にも柔軟に対応できる区政運営を実現することを目的として、令和 7 年 3 月に「豊島区基本構想・基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定した。

また、この新たな基本構想・基本計画に示された各施設の方向性を踏まえ、学校施設を含めた公共施設の新設・改築・長寿命化改修の時期を定めた「豊島区公共施設更新計画」（以下「更新計画」という。）を策定した。

２．学校施設及びスポーツ施設の整備に関する動向・状況

（１）学校施設の整備に関する動向・状況

区立小中学校 30 校のうち、10 校が改築済、1 校が改築中、19 校が未改築となっているが、未改築校の約 6 割で最も古い校舎が築 60 年を超えており、老朽化が進んでいる状況である。

未改築校については、予防保全の考え方に基づく改修や修繕を実施しているが、築年数による老朽化に対応するためには、未改築校を着実に改築していくことが求められている。

学校改築においては、 社会情勢の変化に対応するため、学びと成長を実感できる、新しい時代に適応した学校づくりを推進していく必要がある。

（２）スポーツ施設の整備に関する動向・状況

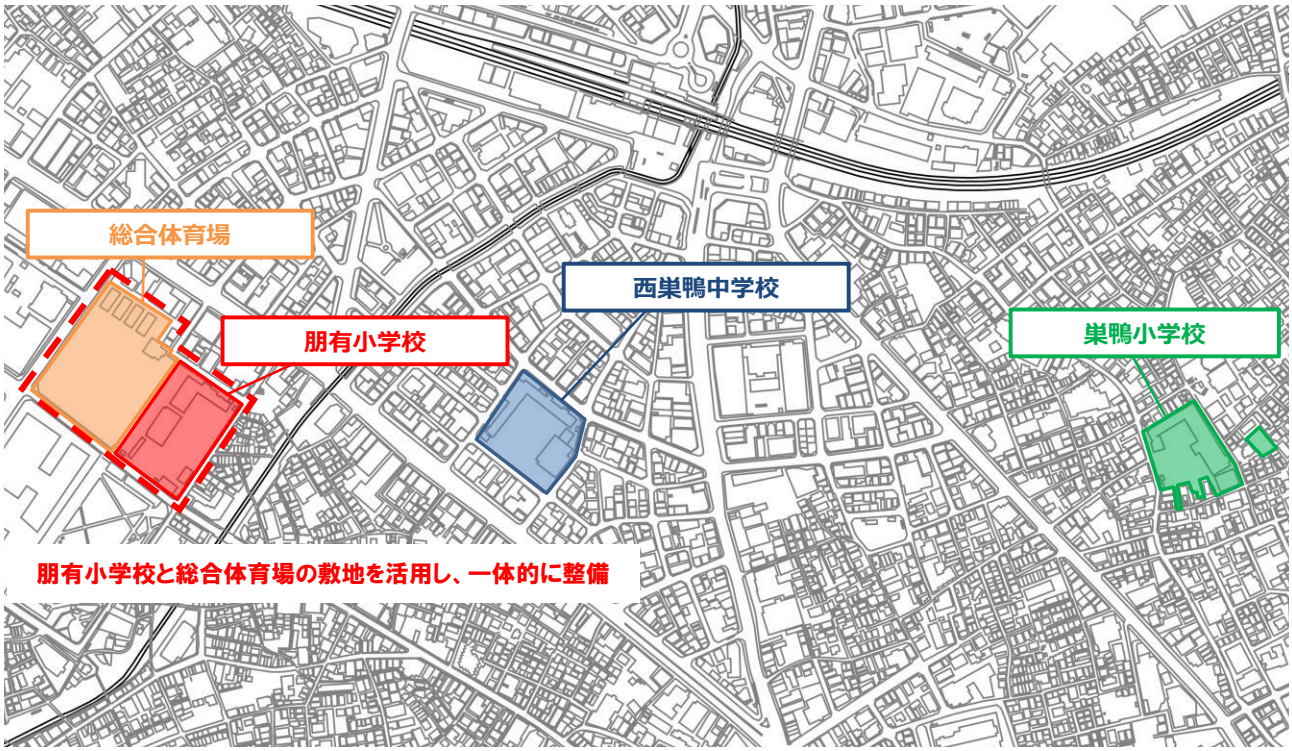
豊島区のスポーツ施設においても、区内 8 か所、区外 2 か所にある施設の半数以上が昭和の時期に開設した施設であり、小中学校と同様に老朽化が課題となっている。中でも、総合体育場の管理棟は昭和 42 年度に建設され、特に施設の老朽化が進んでおり、計画的な整備を進めながら、スポーツの実施環境を整えていく必要がある。

第１章　朋有小学校・西巣鴨中学校・総合体育場の整備について

更新計画では、学校と総合体育場の動向・状況を踏まえ、朋有小学校・西巣鴨中学校を校舎一体型小中連携校として整備しつつ、総合体育場と一体的に整備することを定めた。

令和 8 年度から令和 11 年度にかけて設計を行い、野球場を除いた部分に関しては、令和 12 年度から新築工事に着手し、令和 16 年度に竣工する予定である。野球場に関しては、令和 17 年度から工事に着手し、令和 18 年度に竣工する予定である。

＜整備概要＞



＜整備スケジュール＞

	令和8年度	令和9～10年度	令和11年度	令和12～15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
校舎一体型小中連携校		基本設計・実施設計		整備工事	開校		
総合体育場（野球場以外）			総合体育場解体		開設		
総合体育場（野球場）					朋有小解体		開設

１．整備の背景

① 児童・生徒数の増加

朋有小学校では、近年、児童数の増加に伴う学級数の確保が喫緊の課題となっている。今後の児童・生徒数の将来推計や近隣の再開発を見込んだ教室数を確保していく必要がある。

② 小中連携教育の推進

本施設は、区内 2 か所目の校舎一体型小中連携校として、同一中学校ブロックの巣鴨小学校も含めた小中連携教育の更なる推進を図るとともに、池袋中学校ブロックと西巣鴨中学校ブロ

ックを東西の小中連携教育拠点ブロックとし、区内全域の小中連携教育を一層拡充していく必要がある。

③ 東部地域の学校改築の推進

総合体育場の敷地を一体的に活用することで、仮校舎を必要とせず、学校改築が可能であり、学校や子どもたちの負担を軽減することができる。

また、本施設整備後、西巣鴨中学校の跡地を周辺小学校の改築時の仮校舎地として活用することが可能となる。

④ 総合体育場の整備

総合体育場においては、令和 7 年 3 月に策定した「豊島区スポーツ推進計画 2025-2034」で整備の方向性を示している。単にスポーツ施設としての機能を充実させるだけでなく、周辺環境の変化や人口の変化等、まちが新たに生まれ変わる中において公共施設として求められるニーズに対応した施設づくりを進めていく必要がある。

２．整備に向けたこれまでの経緯について

更新計画を受け、朋有小学校・西巣鴨中学校・総合体育場の整備においては、地域住民や保護者、豊島区スポーツ協会等と協働して施設づくりを行うため、令和7年5月から地域住民やPTA、豊島区スポーツ協会等で構成する「朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等を考える会」（以下「考える会」という。）を設立し、新しい施設整備に向けた検討・協議を行ってきた。

そして、令和 8 年 3 月には、整備に対する様々な思いをまとめた『朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等に関する提言書』（以下「提言書」という。）が豊島区及び豊島区教育委員会に提出された。

３．本整備計画の位置づけ

『朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校及び総合体育場複合施設　整備計画』は、考える会からの提言に加え、豊島区における学校施設とスポーツ施設の状況を踏まえた基本的な整備方針である。施設整備の詳細については、今後、設計の中で決定するものとする。

第２章　学校・総合体育場の現況及び周辺状況

１．学校の現況

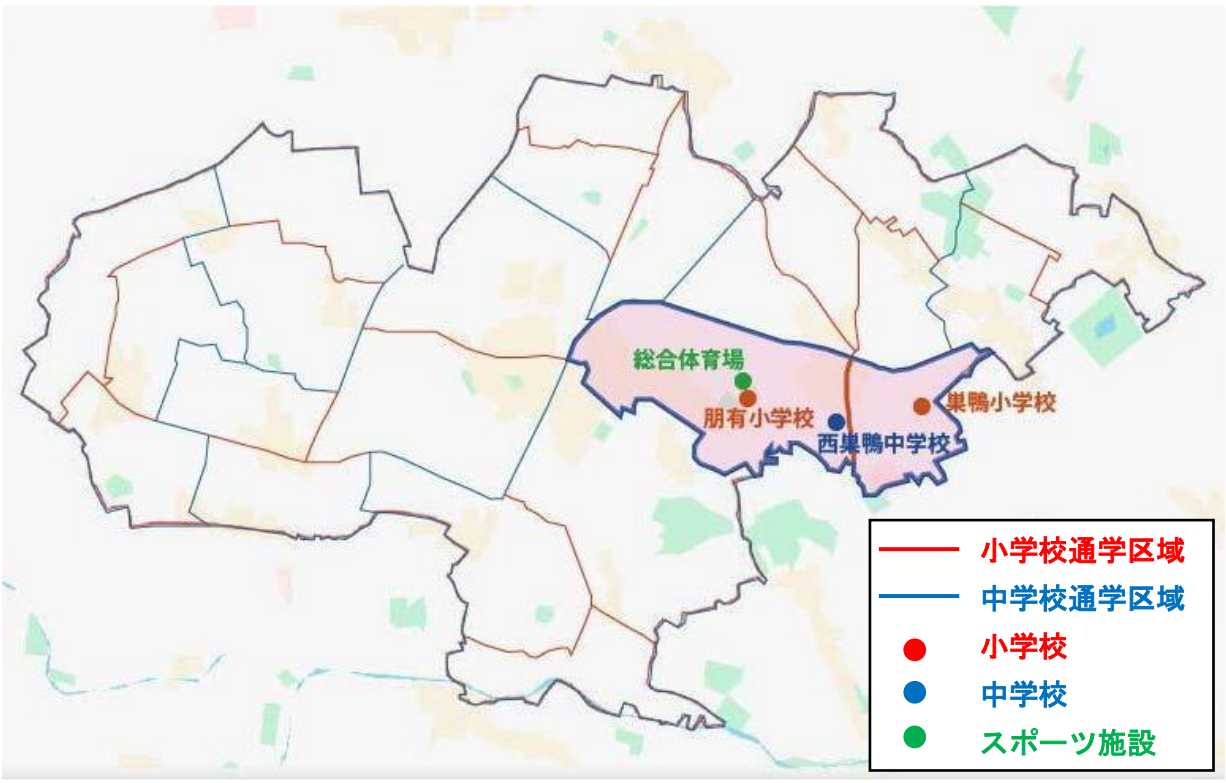
（１）所在地

学校名	住所	計画上の位置づけ
朋有小学校	豊島区東池袋4丁目40番1号	校舎一体型小中連携校
西巣鴨中学校	豊島区南大塚3丁目18番1号	
巣鴨小学校	豊島区南大塚1丁目24番10号	西巣鴨中学校ブロック内の小学校

（２）通学区域

西巣鴨中学校	朋有小学校	南大塚3丁目全域、東池袋1丁目1番～23番、28番～50番、東池袋2丁目全域、東池袋3丁目全域、東池袋4丁目14番～18番、29番～42番、東池袋5丁目11番、12番、18番～52番
	巣鴨小学校	巣鴨1丁目34番～49番、南大塚1丁目全域、南大塚2丁目全域

【通学区域図】



（３）各学校の児童・生徒数及び学級数

ア 児童・生徒数及び学級数（令和８年５月時点）

朋有小学校

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	85 (6)	113 (10)	79 (5)	107 (0)	102 (5)	100 (8)	586 (34)
学級数	3	4	3	3	3	3	19 (5)

西巣鴨中学校

学年	1年	2年	3年	合計
生徒数	96 (6)	76 (7)	77 (4)	249 (17)
学級数	3	2	2	7 (3)

【参考】巣鴨小学校

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	57	72	61	67	48	49	354
学級数	2	3	2	2	2	2	13

※ () 内は特別支援学級の児童・生徒数及び学級数

イ 児童・生徒数及び学級数の推移

学校名	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
朋有小学校	児童数	557 (29)	554 (27)	581 (30)	586 (34)
	学級数	17 (4)	18 (4)	19 (4)	19 (5)
西巣鴨中学校	生徒数	223 (13)	218 (12)	215 (17)	249 (17)
	学級数	6 (2)	6 (2)	6 (3)	7 (3)
【参考】巣鴨小学校	児童数	317	335	360	354
	学級数	11	12	12	13

※ () 内は特別支援学級の児童・生徒数及び学級数

（４）学校の概要

	朋有小学校	西巣鴨中学校
敷地面積	7,424.77㎡(校庭面積 2,504.8㎡)	7,565.60㎡(校庭面積 2,511㎡)
建物構造	【校舎】 RC造地上4階建て 【南棟】 S造地上2階建て 【子どもスキップ】 S造地上2階建て 【図書館棟】 S造地上2階建て	RC造,S造地上4階建て
延床面積	【校舎】 5,192.11㎡ 【南棟】 621.24㎡ 【子どもスキップ】 437.52㎡ 【図書館棟】 270.00㎡ 【合計】 6,520.87㎡	6,657.42㎡
建設年度	【校舎】 昭和40年度 【南棟】 令和7年度 【子どもスキップ】 平成18年度 【図書館棟】 平成23年度	昭和34年度
教室等	【教室等】 普通教室、特別支援教室、特別支援学級、少人数学習室、日本語指導教室、登校支援教室 【特別教室】 家庭科室、理科室、図工室、音楽室、体育館、学校図書館、プール 等 【管理諸室等】 校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、放送室、資料室、教育相談室、給食調理室、印刷室、更衣室、倉庫 等 【その他】 子どもスキップ	【教室等】 普通教室、特別支援教室、特別支援学級、少人数学習室、登校支援教室 【特別教室】 家庭科室、理科室、技術室（木工）、音楽室、美術室、多目的室、ランチルーム、体育館、学校図書館、プール 等 【管理諸室等】 校長室、職員室、特別支援職員室、教育相談室、事務室、主事室、保健室、放送室、教材室、給食調理室、倉庫 等

	【参考】巣鴨小学校
敷地面積	6,792.64㎡(校庭面積 1,434㎡)
建物構造	RC造地上4階建て
延床面積	5,300.29㎡
建設年度	昭和33年度
教室等	【教室等】 普通教室、特別支援教室、少人数学習室、登校支援教室 【特別教室】 家庭科室、理科室、図工室、音楽室、生活科室、体育館、学校図書館、プール 等 【管理諸室等】 校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、放送室、資料室、印刷室、給食調理室 等 【その他】 子どもスキップ

※巣鴨小学校は、朋有小学校と同じ西巣鴨中学校ブロックとして、3 校による小中連携教育を実施。

２．総合体育場の現状

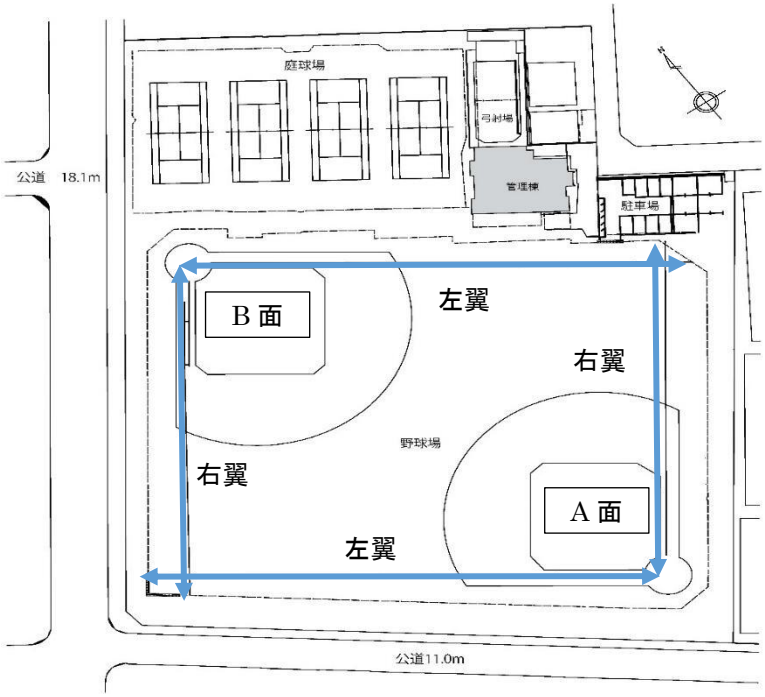
（１）所在地

豊島区東池袋 4 丁目 41 番 30 号

（２）利用者数と利用競技（令和 7 年度）

区分		利用件数（件）	利用人数（人）
体育室 多目的利用 (卓球、フィットネス)	団体	276	4,409
	個人	—	5,557
	自主事業	527	6,815
	合計	803	16,781
	稼働率	—	93.1%
庭球場（4 面） 硬式テニス、ソフトテニス	団体	4,129	23,721
	個人	—	5,236
	自主事業	1,660	8,916
	合計	5,789	37,873
	稼働率	—	78.7%
弓射場（5 的） 和弓、アーチェリー	団体	247	4,909
	個人	—	7,013
	自主事業	0	0
	合計	247	11,922
	稼働率	—	99.6%
野球場 軟式野球、ソフトボール	団体	2,130	55,768
	自主事業	488	9,347
	合計	2,618	65,115
	稼働率	—	62.9%
合計	団体	6,782	88,807
	個人	—	17,806
	自主事業	2,675	25,078
	合計	9,457	131,691

（３）総合体育場の概要

敷地面積	15,411.29㎡ （野球場面積10,726㎡（2面）、庭球場面積2,900㎡（4面））
建物構造	【管理棟】　RC造地上2階建て
延床面積	【管理棟】　601.39㎡
建設年度	【管理棟】　昭和42年度
現況諸室	【競技諸室】 弓射場（5的/30m）、体育室（卓球台7台） 【管理諸室等】 会議室、管理人室、更衣室、シャワー室、作業員室、事務室、給湯室、ポンプ室、倉庫
建物配置	（A面：右翼　約78m／左翼　約99m　B面：右翼　約78m／左翼　約97m） 

３．整備地全体・周辺の現況

当該敷地は、都電荒川線「向原駅」から徒歩約 3 分（距離 : 約 200m）の場所に位置している。周辺施設として、南側にはとしまみどりの防災公園（以下「イケ・サンパーク」という。）と東京国際大学池袋キャンパス、西側には豊島郵便局と豊島消防署が位置している。 また、敷地北側は中高層のビル群を挟んで春日通りが通っており、東側は住宅地となっている。



第３章　整備に係る条件整理

１．整備予定地の条件

① 朋有小学校と総合体育場の位置の入れ替え

近隣で仮校舎を確保できないため、現在の朋有小学校と総合体育場の位置を入れ替え、現・総合体育場側に朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校及び総合体育場（野球場以外）を整備し、その後、現・朋有小学校側に野球場を整備する必要がある。

② 総合体育場の屋内化・学校施設とスポーツ施設の複合施設化

限られた敷地内で、小中学校の必要諸室を確保するとともに総合体育場を整備する必要があるため、総合体育場（野球場以外）は屋内スポーツ施設として整備する。また、敷地の有効活用や機能共用による合理化の観点から、学校施設とスポーツ施設の複合施設として整備する。

③ 都市計画の変更



用途地域	第一種 住居地域	商業地域	近隣 商業地域
建蔽率	60%	80%	80%
容積率	400%	600%	400%
道路斜線 （斜線勾配）	1．25	1．5	1．5
防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
高度地区	なし	なし	なし
日影規制	なし	なし	なし

整備予定地は、大半が第一種住居地域であり、現状では建築基準法第 48 条により 3,000 ㎡超の屋内スポーツ施設の建設が原則不可であるため、都市計画の変更（用途地域の変更等）を行い、計画を進めていく必要がある。

④ 雨水調整池に影響を及ぼさない施設配置

現・総合体育場の敷地内地下の雨水調整池は、今後も既存のまま使用し続けるため、整備にあたっては雨水調整池に影響が出ないような建物配置を計画する必要がある。（上記③の図参照）

２．必要な施設規模等

（１）学校

① 児童・生徒数の推計

「豊島区基本構想・基本計画」策定時の将来人口推計における区全体の学齢期人口をもとに学区域の学齢期人口及び児童・生徒数を推計したところ、朋有小学校は令和 9 年度、西巣鴨中学校は令和 10 年度をピークに減少し、その後ほぼ同水準で推移する見込みとなった。

② 再開発による影響

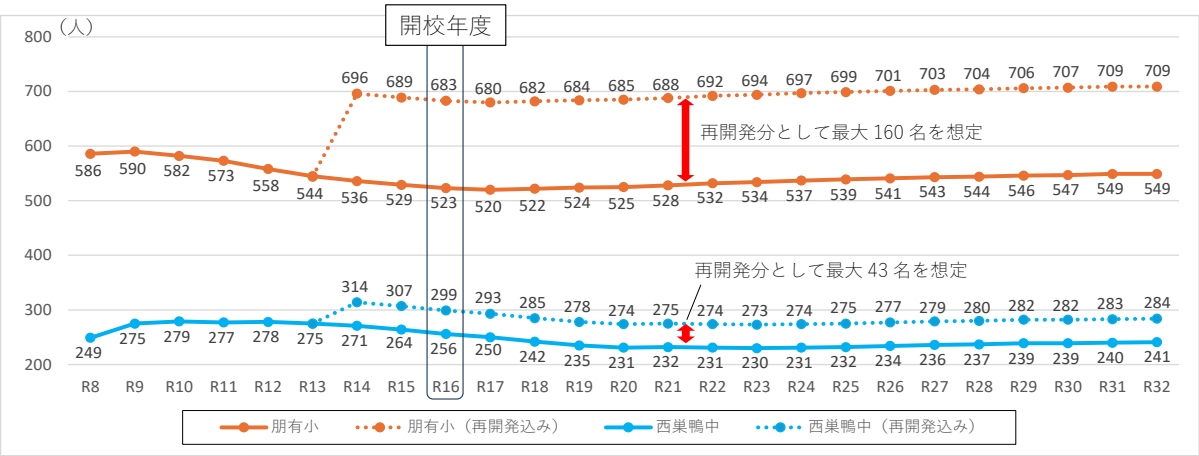
当該学区域は、今後予定されている再開発（大塚駅南口、造幣局南街区）による児童・生徒数の増加が見込まれる。近隣マンションの実績等を踏まえ、区立学校への通学割合を全世帯の 5～8%と仮定した場合、再開発の想定規模（1,400～2,000 戸）に照らすと、上記に加え、朋有小学校は最大 160 名程度、西巣鴨中学校は最大 43 名程度の増が想定される。

③ 普通教室数の見込み

①②の内容を踏まえると開校年度では朋有小学校で 683 名、西巣鴨中学校で 299 名（いずれも再開発分を含む）を想定しており、その後もほぼ同水準で推移する見込みであることから、必要な普通教室数として、朋有小学校では 24 教室、西巣鴨中学校では 9 教室を見込む。

④ その他の影響への考慮

今回の推計には、高校授業料無償化等による今後の区立中進学率への影響（現状では約 6 割前後で推移）や改築後の隣接校選択制による入学希望者の増加、さらなる再開発などその他の要因による増減等については加味していないため、将来的な児童・生徒数の増減を見据えた可変性の高い施設整備が必要である。

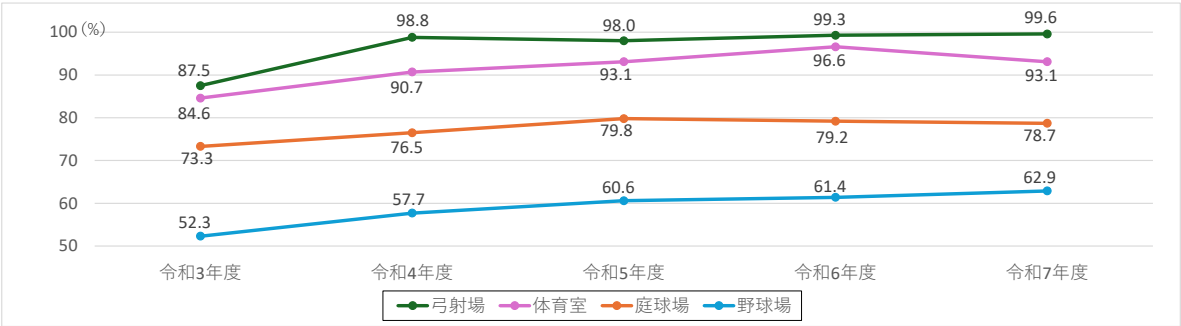


※再開発分は、大塚駅南口の竣工予定である R14 年度から計上（竣工時期未定の造幣局南街区を含む）

（２）総合体育場

① 高い稼働率を見据えた施設整備

過去 5 年間の各競技室の稼働率は概ね上昇傾向であり、今後も高い稼働率が維持される見込みであることから、少なくとも現状の施設規模を維持しつつ、更なる充実を図る必要がある。



② ニーズを踏まえた対応

豊島区スポーツ推進計画（2025-2034）策定において実施した「豊島区民のスポーツに関する意識調査」では、区民が 1 年間で行った屋内スポーツのうち、水泳（プール）と回答した者の割合は 14.6%であり、室内運動器具を使って行う運動・体操（ヨガ・エアロビ・ダンス等）に次いで多い回答となっている。

また、としまスポーツまつり 2025 におけるヒアリング調査（令和 7 年 10 月）でも、取り組んでいるスポーツとして「水泳」が最も多く、プールの整備を望む声が多い。

第４章　整備基本構想

１．コンセプト

「考える会」より提言されたコンセプトと基本方針を、本整備における整備基本構想とする。

未来をひらく、みんなの拠点

９年間の学びからその先へ

スポーツを通じて健全な心と体を育む

誰もが輝ける新たな舞台

○ 未来をひらく、みんなの拠点

・朋有小学校・巣鴨小学校・西巣鴨中学校の３校の歴史をつなぎつつ、この地で育まれてきた地域の文化・伝統・スポーツ活動を大切に継承する。
・学校・地域・スポーツの関係者が一体となり、新しい未来をひらく拠点を整備したい。

○ ９年間の学びからその先へ

・小中連携９年間の学びと様々な活動を通じて、児童・生徒の学力や体力の向上と豊かな人間性を育み、人生の確かな土台を築く。
・子どもたちの成長を見守りながら、大人たちも共に成長し続ける、生涯にわたる学びと交流を大切にしたい。

○ スポーツを通じて健全な心と体を育む

・誰もが気軽に好きなスポーツと出会い、仲間と楽しく競い合うことで、心と体の健康を育む。
・本格的な競技環境に触れることでスポーツに興味関心をもつきっかけとなってほしい。

○ 誰もが輝ける新たな舞台

・誰もが新しいことに挑戦できる主役になれる舞台（場所）。
・そして、この舞台から、より広い社会へ、より広い世界へと羽ばたき、未来を切りひらいていってほしい。

コンセプトを構成する 4 つの要素

① 学校施設とスポーツ施設の一体整備による効果的利用

学校施設とスポーツ施設、それぞれの枠組みを超えた「一体整備」だからこそ実現できる、新たな価値を生み出したい。

【施設の高度利用】

単独の学校施設では難しい、本格的で充実したスポーツ機能を確保し、子どもたちに「本物」に触れる最先端の学習環境を整備したい。

【多機能な活用】

学校と総合体育場、お互いの活動を尊重しながら、学校が使用していない時は地域やスポーツ団体の活動の場とする、総合体育場を使用していない時は学校の活動の場とするなど、施設を最大限、有効活用したい。

② 安全・安心

「開かれた施設」と「守られた学校」の両立を重視したい。

【セキュリティの確立】

学校活動と一般利用の動線を制御し、コミュニティ・スクールの精神に則り、子どもたちが安心して学べる環境を整備したい。

【地域の防災拠点】

災害時には「みんな」の命を守る安全の場（避難所）として機能し、平時・有事問わず地域の心の拠り所となる「安心」を提供する拠点でありたい。

③ みんなの居場所

訪れる一人一人が自分らしく過ごせる拠点としたい。

【全世代の居場所】

誰もが使いやすく、自分らしく過ごせるインクルーシブな環境を整えたい。

【多様な活動の受容】

スポーツだけでなく、文化活動や憩いの場としても機能し、多様な目的を持つ人々を温かく迎え入れる拠点としたい。

④ 交流・つながり

人と人、過去と未来をつなぐみんなの広場のような拠点としたい。

【3 校と地域の連携】

朋有小学校・巣鴨小学校・西巣鴨中学校の 3 校連携を核に、地域住民やスポーツ団体が交流し、地域の発展を支える拠点としたい。

【文化・伝統の継承と発展】

地域に根付く祭りや伝統行事、そして各校が積み重ねてきた歴史や校風をこの新拠点が「つなぎ」、次世代へと継承しながら、新たな地域文化を育んでいきたい。

２．整備基本方針

（１）学校

① 3 校の連携を大切にし、子どもたちの主体的な学びを育む学校

・対面やオンラインでの交流機会を積極的に創出し、3 校連携を促進する学校
・クラスや学年、学校を超えた子どもたちの交流を促進し、豊かな心を育む学校
・これまで育まれてきた 3 校連携の特色ある活動を継承し、発展していく学校
・教職員（3 校・特別支援）の連携を促進する学校
・日々進化する学習内容や学習形態・ICT 環境に対応できる多様な教育環境を整備し、子どもたちの成長につなげることができる学校
・小学校・中学校ともに充実した活動の場所を確保し、子どもたちが伸び伸びと成長できる学校

② 一人一人を大切にする学校

・子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校
・一人一人の才能やポテンシャルが開花するような、興味関心に合わせて様々な体験ができる学校

③ 地域と一体となって子どもたちを育む学校

・地域と学校が一体となり様々な活動を行い、地域の文化や伝統を継承・発展していく拠点としての学校
・地域と学校が一体となって、子どもたちの日々の学校生活を見守り、地域の子としてみんなで育む拠点としての学校

（２）総合体育場

① 各競技の設備が充実した最先端の施設

・十分なスペースを確保し、いつでも思い切り体を動かせる施設
・総合的で多様なニーズに対応する施設

② 年齢や立場の垣根がなく誰でも使いやすい施設

・障害のある方が継続して活動できる施設
・アクセスのしやすさ、バリアフリー化に配慮し、全世代が利用しやすい施設
・多言語に対応し、時代に合ったシステムを導入することで、誰でも使いやすい施設

③ 地域を活性化させるような多世代の交流が生まれる施設

・イケ・サンパークとのつながりを感じられる施設
・地域のよりどころとなり、豊島区のスポーツランドマークとなるような施設
・交流スペースを充実させ、スポーツが地域交流の軸となるような施設

（３）複合施設

① 学校とスポーツの交流を大切にする新しい地域複合施設

・運動会やスポーツイベント等で、学校施設とスポーツ施設の相互利用、共用、連携が図れる施設
・学校施設とスポーツ施設各々の機能を十分に確保しつつ、交流・連携を促進できる施設

・様々な場面で専門家やプロによる指導が得られ、スポーツへの興味や理解が高まる施設
・学校の教育環境を守るセキュリティラインの設定と、地域・スポーツ利用時の利便性を両立した施設

② みんながつながる、誰もが主役の複合施設

・誰もが利用しやすいインクルーシブな施設
・子どもからお年寄りまでの多世代が集い、伝統と文化を大切にし、つながりを育む施設
・地域のお祭り・イベント・スポーツなど様々な活動を通してみんながつながる、まちに開かれた施設

③ 地域防災拠点としての複合施設

・救援センターとしての学校機能や総合体育場の広い敷地を一体的に活用し、災害・防災に強い地域の拠点としての施設
・イケ・サンパークと日常時・災害時で連携を高め、誰もが安全・安心に過ごせる施設

第５章　整備基本計画

整備に係る条件等及び整備基本構想を踏まえ、本整備における整備基本計画とする。

１．施設規模・構成

（１）学校

ア 規模

近年の再開発の状況及び児童・生徒数の推移等を考慮して、小学校の普通学級 24 学級、中学校の普通学級 9 学級を整備する。また、少人数学習室や多目的室等には、可動間仕切りを設置し、将来的な学級増や様々な活動に対応した整備を行う。

さらに、特別支援関連諸室、登校支援教室、子どもスキップ等学校として必要な機能を充実させる。

プールは、小中学校共用で使用するとともに、地域ニーズを踏まえ、地域開放を見据えた整備を行う。

延床面積は、校舎や体育施設の他に、3 校による小中連携教育や地域交流向けのスペースを加えて、21,150 ㎡程度とする。

イ 構成

学校は、以下の構成とする。なお、床面積は、普通教室の規模を 72 ㎡（8m×9m 程度）とした場合の数値とする。

① 小学校の構成

区分	室名・スペース等		室数（室）	1 室規模（教室）	床面積（㎡）	備考
普通教室	普通教室		24	1	1,728	
	日本語教室		1	1	72	
	少人数学習室		3	1	216	可動間仕切り設置
	多目的スペース				708	普通教室と一体的に整備
特別支援諸室	固定	特別支援学級	6	0.5	216	
		多目的室	1	1	72	
		更衣室	2	0.25	36	シャワー設備を設ける
		職員室	1	0.5	36	
		個別学習室	1	0.15	11	
	通級	特別支援教室	2	1	144	
		準備室	1	0.25	18	
		個別学習室	1	0.5	36	
			2	0.15	22	
		相談室	1	0.25	18	
		教材倉庫	2	0.15	22	
		更衣室	1	0.15	11	
		保護者控室	1	0.25	18	
	登校支援教室（校内教育支援センター）		1	1	72	

特別教室等	理科室	1	1.5	108	
	理科準備室	1	0.5	36	
	音楽室	1	1.5	108	
	音楽準備室	1	0.5	36	
	楽器庫	1	0.5	36	
	図工室	1	1.5	108	
	図工準備室	1	0.5	36	
	児童会室	1	0.5	36	
	教育相談室	1	0.5	36	
	児童更衣室	4	0.25	72	低学年・高学年それぞれ2室ずつ
管理諸室	校長室	1	0.5	36	
	放送室	1	0.5	36	
	保健室	1	1	72	
	PTA 室	1	0.5	36	
	倉庫・教材室等	4	0.5	144	
	職員更衣室	1	0.5	36	
子ども スキップ※	コアスペース	1	3	216	
	セカンドスペース	1	2	144	
	多目的スペース	1	1	72	
	事務室	1	0.5	36	
	トイレ、倉庫、 シャワースペース等	1	0.5	36	
体育機能	体育館	1		900	
	体育館更衣室	2	0.25	36	
	校庭				
	屋外倉庫	1	0.5	36	

延床面積：5,900 ㎡程度

※ 子どもスキップ

子どもスキップとは、小学校施設を活用した、全児童を対象とする育成事業と 1 年生から 3 年生を対象とする登録制の学童クラブを総合的に展開する事業である。学校の教室、校庭、体育館等を活用した小学生の放課後の居場所であり、自主的な参加のもとに遊びを通して子どもたちが交流を広げている。

子どもスキップは、学童クラブ専用室及び事務室であるコアスペース、一般児童用のセカンドスペース、クールダウンスペースを兼ねた多目的スペースで構成される。

② 中学校の構成

区分	室名・スペース等		室数（室）	1室規模（教室）	床面積（㎡）	備考
普通教室	普通教室		9	1	648	
	少人数学習室		4	1	288	可動間仕切り設置
	多目的スペース				168	普通教室と一体的に整備
特別支援諸室	固定	特別支援学級	3	0.5	108	
		多目的室	1	1	72	
		更衣・シャワー室	2	0.25	36	
		職員室	1	0.5	36	
		個別学習室	1	0.15	11	
	通級	特別支援教室	1	1	72	
		準備室	1	0.25	18	
		個別学習室	1	0.5	36	
			2	0.25	36	
		相談室	1	0.2	14	
		教材倉庫	1	0.15	11	
		保護者控室	1	0.25	18	
	登校支援教室（校内教育支援センター）		1	1	72	
特別教室等	理科室		2	1.5	216	
	理科準備室		1	0.5	36	
	音楽室		1	1.5	108	
	音楽準備室		1	0.5	36	
	楽器庫		1	0.5	36	
	美術室		1	2	144	
	美術準備室		1	0.5	36	
	工作機械室		1	1	72	
	技術科室		1	1.5	108	
	技術科準備室		1	0.5	36	
	生徒会室		1	0.5	36	
	進路指導室		1	0.5	36	
	教育相談室		1	0.5	36	
	生徒用更衣室		2	0.25	36	
管理諸室	校長室		1	0.5	36	
	放送室		1	0.5	36	
	保健室		1	1	72	
	PTA 室		1	0.5	36	
	職員更衣室		1	0.5	36	
	倉庫・教材室等		4	0.5	144	
体育機能	体育館		1		900	
	体育館更衣室		2	0.25	36	
	校庭					
	屋外倉庫		1	0.5	36	

延床面積：3,950 ㎡程度

③ 小中学校共用部の構成

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（教室）	床面積（㎡）	備考
管理諸室	職員室	1	4	288	休憩スペース含む
	事務室	1	1	72	職員室・印刷室付近
	印刷室	1	0.5	36	
	主事室	1	1	72	
	来賓待合室	2	0.5	72	
	会議室	2	1	144	可動間仕切り設置
	廃棄物置き場	1	0.25	18	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	72	
	防災資器材格納庫	1	0.5	36	
	地域防災組織倉庫	1	0.5	36	
	更衣・シャワー室	2	0.5	72	
特別教室等	学校図書館（学習・発表エリア）	1	1.5以上	108以上	
	学校図書館（図書エリア）	1	2.25以上	162以上	
	学校図書館（司書エリア）	1	0.2	14	
	学校図書館共用部			300	
	音楽室	1	1.5	108	
	家庭科室	1	2	144	
	家庭科準備室	1	0.5	36	
	ランチルーム	1	3	216	可動間仕切り設置（3教室分に分割）
	多目的室	2	2	288	可動間仕切り設置（4教室分に分割）
体育機能	屋内プール	1		550	6コース、可動床、温水
	プール倉庫	1	0.25	18	
	プール更衣室	2		200	
	プール機械室	1		300	
	屋内多目的運動場	1		350	床面積は、最大値
地域開放関係	地域開放用器具庫	4		80	屋外・体育館に2室ずつ
給食関係	給食調理室	1	6	432	給食用リフトを設ける
	調理員休憩室	1	0.5	36	

延床面積：4,000 ㎡程度

④ その他共用部

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（教室）	床面積（㎡）	備考
その他	昇降口				各階必要数
	トイレ				各階必要数 各階だれでもトイレ2か所 1階はストレッチャー対応
	手洗い場				
	廊下				
	昇降機	2～3基			うち1基は給食用リフト

延床面積：7,300 ㎡程度

（２）総合体育場

ア 規模

それぞれの競技室は、利用者が安全かつ適切に利用できるように、庭球場、弓道場、アーチェリー場、体育室を屋内スポーツ施設として整備する。

利用頻度の少ない屋内の競技室については、空き時間に学校との共用ができる動線を確保する。また、建物延床面積は、各競技室の他に、ロビーや倉庫等を加え、7,300 ㎡程度とする。

イ 構成

総合体育場は、以下の構成とする。

① 屋内スポーツ施設の構成

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（㎡）	床面積（㎡）	備考
屋内スポーツ施設	体育室（卓球場）	1	350	350	
	弓道場	1	750	750	・50m×15m＝750㎡ ・長さ50mの内訳【射距離28m＋安土2m＋射手2m＋本座2m＋控え5m＋各種スペース11m】 ・幅15mの内訳【競技者6人の間隔1.8m×5＋両側2m＋審判席2m】 ・矢取り道や看的場、倉庫を設ける ・各種スペースには巻き藁、作業スペース、講師控え等を設ける
	アーチェリー場	1	1,053	1,053	・81m×13m＝1,053㎡ ・幅13mの内訳【競技者6人の間隔1.8m×5＋両側2m】 ・長さ81mの内訳【射距離70m＋的の後ろ2m＋射場3m＋控え3m＋待機3m】 ・控え、待機スペースについては射場の横側に移動させる等、調整する。 ・矢取りについては両側2mで確保
	テニスコート	1	2,450	2,450	・4面横並び配置 ・コート間4m、コート後方6.5m
	ギャラリースペース	1	50	50	・テニスコートに面したギャラリースペース ・選手・観客待機場所

延床面積：4,650㎡程度

② 屋外スポーツ施設の構成

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（㎡）	床面積（㎡）	備考
野球場	野球場				・2面整備し、それぞれ現状以上の長さの右左翼を確保する ・野球場側に車が進入可能な入口を設置
	ブルペン				各1・3塁のファールゾーンに設置（マウンドからホームベースまでの距離 18.44m を確保）
	屋根付きダッグアウト	4	20	80	各1・3塁に設置（それぞれベンチ 5～6 台を設置可能なスペースを確保） 可動式となるよう計画する
	石灰・アンツーカー	2	10	20	2 面別々に設置（10 ㎡×2）
	観客スペース				各ダッグアウト付近に設置

延床面積：100㎡程度

③ 管理諸室等の構成

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（㎡）	床面積（㎡）	備考
管理諸室	事務室	1	60	60	・男女事務更衣室 ・休憩室と隣接
	事務更衣室	2	10	20	・男女1室ずつ ・事務室、休憩室と隣接
	休憩室	1	15	15	・事務室、事務更衣室と隣接 ・給湯室を設置
	施設倉庫	1	30	30	事務室と隣接
	医務室	1	10	10	
	会議室	1	60	60	
防災関係	防災倉庫	1	60	60	
	廃棄物置き場	1	20	20	
その他	エントランス	1		400	・北側道路沿いに主要入口を設置 ・主要入口（北側）と野球場への入口にそれぞれ風除室を設置 ・可能な限り広いエントランスホールを設け、待合スペースを確保
	会議室	1	72	72	
	更衣室	2	120	240	・屋内用と屋外用の設置を基本とする ・シャワー室を含み、トイレと隣接させる
	倉庫			300	各階必要数
	トイレ			150	・各階必要数 ・各階だれでもトイレ設置
	授乳室	1	20	20	
	廊下			906	
	昇降機			150	

延床面積：2,550 ㎡程度

（３）駐車場・駐輪場

区分	室名・スペース等	室数（室）	1室規模（㎡）	床面積（㎡）	備考
	駐車場	1		2,400	学校、総合体育場共に必要台数を設ける
	駐輪場	1			

延床面積：2,400 ㎡程度

延床面積合計：30,850 ㎡程度

２．施設整備計画

（１）学校の仕様

ア 全体計画

〇雰囲気・デザインイメージ

・建物による死角を極力減らす工夫を行う等、児童・生徒の様子を地域が見守りやすい施設とする。
・建物内は、明るく開放感があり、木のぬくもりに包まれた温かみのある雰囲気にする。
・将来的に児童・生徒数が減少した場合を想定し、他の用途への転換を見越した配置や可変性の高い設えにする等、設計上の工夫を行う。

〇小中連携に配慮した施設配備

・諸室は、学校の運営に合わせて可能な限り小中学校で共用とし、適切な配置、規模、設備にする。
・小中学校の学習・生活にそれぞれ適したゾーニングとする。
・児童・生徒が一度に集まるスペースでは、安全性、配置、動線に配慮する。
・小中学校が共用で利用する場所は、体格差に配慮しつつ、児童・生徒が互いの活動を見られる施設・設備とする。
・学校図書館（学習情報センター）は、児童・生徒が相互利用、交流できる施設配置とする。
・ランチルームは、小中学校の共用とし、互いの交流スペースとなるよう工夫する。
・職員室は、小中学校それぞれの職員の情報交換や連携指導等の小中連携に配慮して配置する。

〇集まれる場所・ホール等

・児童・生徒や教職員のリフレッシュ、交流の場としてのスペースを整備する。
・朋有小学校、西巣鴨中学校の児童・生徒に加え、巣鴨小学校等他校の児童・生徒、保護者、地域住民等も使用でき、多様な主体が交流できるような機能を整備する。
・開かれた空間で児童・生徒が交流・学習等、自由に活動できるスペースを整備する。
・児童・生徒の交流、学習活動のほかに、地域交流の場としても有効活用できるホールを整備する。
・小１の壁への対策として、朝早くから児童が滞在する場所を他諸室との共用で計画する。
・地域住民等が学校を身近に感じられるよう、児童・生徒の作品展示等ができるスペースを整備する。
・放課後の居場所機能として、放課後に児童・生徒が様々な活動を行うことのできるスペースを整備する。
・軽音楽や太鼓演奏、ダンス等ができるスペースを整備する。

〇地域開放関連諸室

・地域開放施設は、校庭、体育館を想定し、運動系の団体だけでなく文化系の団体の利用にも対応できるよう配慮する。
・学校と地域開放利用者の動線を分け、安全管理、セキュリティ面に十分配慮しつつ、互いがスムーズに利用できる施設配置とする。

・地域開放専用の出入り口を設置する。
・地域開放用器具庫は、校庭に面する位置及び体育館等の地域開放施設に近接する位置に設置する。
・地域開放部分は、障がい者も含め、幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるように配慮する。

イ 共通仕様

○情報化関連設備

・普通教室、特別教室等に短焦点型プロジェクター等大型掲示装置を設置する。
・校内電話、インターホン、校内に設置される LAN（学習 LAN、校務・庁内 LAN）等は、回線網を適切に確保（電話・LAN ジャックの設置）し、利用目的に応じた設備とする。
・児童・生徒が 1 人 1 台タブレット端末を使用する学習形態を踏まえ、教室等については、Wi−Fi に対応する学習 LAN を整備する。
・教職員が使用する校務・庁内 LAN は、無線・有線双方に対応できるようにする。

○防犯設備

・校門等出入り口にカメラ付インターホン、オートロック等を設置し、職員室、事務室、主事室等から来校者を確認し、開錠できるようにする。
・校門等に防犯カメラを設置し、職員室にモニターを設置する。
・普通教室、特別教室等には、内線電話を設置する。
・非常用通報装置（学校 110 番）を職員室、主事室等に設置する。
・普通教室、特別教室等の窓・出入り口は、教職員等の視線が外部から行き届くようにし、出入り口は、教室内から緊急時に施錠できるようにする。
・非常時の放送は、校内全体にわたって、情報が伝達できるように整備する。

○給排水

・直結方式を採用する。
・給食調理室、廊下等の手洗場、家庭科室は、竣工当初の給水時に接着剤のカスが混入しないよう特に配慮する。

○内部・外部仕上げ等

・効果的に木材を使用し、温かみのある柔らかい印象の仕上げとする。
・普通教室、特別教室等には、黒板灯を設置する。
・黒板は、暗線入りとする。
・普通教室、特別教室以外の清掃ロッカーについては、適宜バランスを見て配置する。

ウ 共用部

○昇降口

・正門や主要な昇降口については、門柱や校名板、校章等、意匠に配慮する。
・昇降口は、明るく開放的な空間とする。
・特別支援学級への動線について、一般児童・生徒の動線と極力交わらないように計画する。
・各昇降口は、来校者に分かりやすい位置に整備する。
・主事室から来校者が見えるようにする。

・学校の状況に応じて、教職員、児童・生徒、来校者の昇降口は兼用可能とする。
・用途に応じた出入り口を整備する。
・校庭、校門への動線を明確にする。
・扉は登下校、休み時間等で多数の児童・生徒が出入りすることを考慮した形状とする。
・全校集会での利用等、利用する人数を考慮し、広さや配置等を計画する。
・車椅子利用者や学校開放時の高齢者、障がい者等に配慮した適切な面積・形状とする。
・土足で 1 学年程度が集合できるようなピロティ等を整備する。
・児童・生徒が日頃から歴史と伝統に親しめるよう、記念写真等の設置スペースを整備する。
・泥や砂を室内に持ち込まない工夫をする。
・扉は、強風時等に配慮した整備とする。

〇手洗い場・洗口所

・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
・石鹸ボトル、アルコール消毒が設置できる場所を設ける。
・各手洗い場の 1/3 以上は、自動水栓とする。
・校庭、廊下に設置する手洗い場は、水飲み場、洗口所としての利用できるように整備する。
・児童・生徒数、利用率に応じ、十分な水栓の数を整備する。
・十分な広さ、深さを確保する。
・モップ洗い用の流しを各階 2 か所程度設置する。
・「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上を図るため、適切な数の洗口所を整備し、洗口所には鏡を設置する。
・冷水器置場を設ける。

〇廊下（階段）

・安全で見通しの良い広さを確保する。
・教室周辺の廊下（階段）は、多様な学習・活動に利活用できるよう整備する。
・廊下には、休み時間等でおしゃべりしたり、くつろいだりできるスペースを設ける。
・階段は、左右の色替えを行い、児童の動線に配慮する。
・階段脇から児童・生徒が転落しないよう工夫する。

〇エレベーター

・想定される利用人数に応じた台数を設置する。

〇駐車場・駐輪場

・学校用の給食搬入車両、物品搬入車両、一般車両の駐車スペースを整備する。（各車両合わせて 3～5 台程度）
・適切な台数の屋根付駐輪場（通勤用、来校者用）を整備する。

エ 普通教室等

〇普通教室

・8m×9m を基本とし、配置プランに合わせて、授業に使いやすい形で 72 ㎡を確保する。
・採光や通風、冷暖房設備の充実等、「学習の場」としての室内環境を整備する。
・児童・生徒の多様な学習活動に合わせて、教室内の収納庫等の配置を工夫する。

・中学校の普通教室においては、部活動の道具等の荷物置き場を確保する。
・児童・生徒の収納スペースは適切な容量を確保する。
・廊下から中の様子が見えるようにしつつ、学習の妨げにならないように整備する。
・様々な単位で学習が展開できるよう共用部を含めた自由度の高い環境を整備する。
・オンライン教育等、教育環境の変化に柔軟に対応できるよう整備する。
・廊下側から室内の様子が確認できるよう、扉には透明ガラスを取り付ける。
・PC ジャック、空調・照明電源等は使用しやすい位置にまとめて設置する。
・ベランダや庇設置により、直射日光の影響を受けにくいように配慮する。
・電子黒板機能付き短焦点プロジェクター及びタブレット端末を活用した ICT 環境を整備する。
・温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
・十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
・教室内又は教室外にクールダウンスペースを設置する。
・小学校の普通教室と廊下の間には、開閉の容易な間仕切りを設置する。
・出入り口は、沓摺による段差を極力なくし、配膳台を円滑に出入りできるよう整備する。

〇少人数学習室

・普通教室と連続して整備する。
・可動間仕切りを設置し、学級増や様々な活動に対応した整備を行う。

〇多目的スペース

・普通教室と一体化して使用できるよう配置をする。
・十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
・児童・生徒の収納スペースは、適切な容量を確保する。
・家具については、通路となる部分を確保するため、コンパクトかつ容易に動かすことができるものとする。
・テーブルや椅子は、スタッキング可能なものとする。
・可動間仕切りを設置し、学級増や様々な活動に対応した整備を行う。

オ 特別支援諸室等

・温かみのある落ち着いた環境とし、普通教室と一体でインクルーシブな環境を整備する。
・十分な広さを設け、個々の発達差を考慮して個別指導が行える環境を整備する。
・様々な単位で学習が展開できるよう共用部を含めた空間の自由度が高い環境を整備する。
・クールダウンスペースを設ける。

〇特別支援学級（固定）

・特別支援学級に在籍する児童・生徒が、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等の学習をはじめ、よりよい学校生活を送ることができる環境を整備する。
・専用のトイレ・シャワー設備を設置する。
・適切な容量の収納スペースを確保する。
・運動ができる仕様とする。
・照明設備に破損防止の措置を講じる。
・パニック時に１人になれるスペースを確保する。

・周囲の騒音に配慮した教室配置とする。

〇特別支援学級（固定）多目的室

・特別支援学級（固定）に在籍する児童・生徒の異年齢授業、音楽、軽い運動、劇等のスペースとして利用できるように整備する。
・特別支援学級教室（固定）に近接して配置する。
・作業実習ゾーン、調理実習ゾーンに分けて構成する。
・児童・生徒の特性に合わせた様々な指導ができるような環境を整備する。

〇特別支援学級（固定）児童・生徒更衣室

・特別支援学級教室（固定）に近接して配置する。
・二重カーテン等により廊下から中の様子が見えないよう配慮する。

〇特別支援学級（固定）個別学習室

・児童・生徒に対する個別指導や、在籍学級等で落ち着きがない場合等に、児童・生徒をクールダウンさせる場として整備する。
・特別支援学級教室（固定）に近接して配置する。

〇特別支援教室（通級）

・児童・生徒の特性に合わせた様々な指導ができるような環境を整備する。
・適切な容量の収納スペースを確保する。
・運動ができる仕様とする。
・照明設備に破損防止の措置を講じる。
・教室と隣接する各個別学習室、相談室等に直接行くことができるよう配置する。

〇特別支援教室（通級）準備室

・特別支援教室に隣接させる。

〇特別支援教室（通級）個別学習室

・特別支援教室に隣接させる。

〇特別支援教室（通級）相談室

・特別支援教室に隣接させる。

〇特別支援教室（通級）児童・生徒更衣室

・特別支援教室に近接して配置する。
・二重カーテン等により廊下から中の様子が見えないよう配慮する。

〇特別支援教室（通級）保護者控室

・特別支援教室に近接して配置する。ただし、施設配置に応じて、廊下等に腰を掛けて待機できるスペースを確保することで代替可能とする。

〇登校支援教室

・様々な理由で通常の教室に入ることが困難な児童・生徒に対し、学習や心理面のサポートを行う場として整備する。
・普通教室と離れた位置に配置する。
・職員室に近接して配置する。

・温かみのある木調の床・家具を設置する。
・隣接する教室、廊下が一般の児童・生徒に日常的に使用されることが想定される場合、防音タイプの間仕切りとする。
・可能な限り、専用の昇降口を設置する。

カ 特別教室等

・小中学校で共用できる諸室は共同利用する等、効率的に利用できるよう工夫する。
・地域のイベントや学校行事等の練習ができる場としての機能を確保する。
・火気使用可能な特別教室は災害時の使用を想定し、必要な機能を確保する。

〇理科室

・火気、薬品、ガスの使用に対して、特に安全を考慮した計画とする。
・床仕上げは、耐薬・耐熱性能を有する床材を採用する。
・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保し、収納棚は、内容物の確認や分類がしやすい仕様とする。
・人体模型等、特殊な大きさの教材が収納できる棚を設置する。
・室内を完全に遮光できるよう工夫する。
・緑化スペース等の自然教材へのアクセスに配慮する。
・毒性のある気体が発生した場合でも、人体に影響が出ない換気計画とする。
・学校図書館（学習情報センター）に近接して配置する。
・掲示・展示スペースを整備する。
・準備室に一括で閉栓できるガスコックを設置する。

〇音楽室

・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・教室の形状、内装材等については、音響を考慮した計画とする。
・部活動や地域活動で小音楽ホールとしても使用できるよう整備する。
・適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
・他教室への楽器等の移動を容易とする床、出入り口の形状とする。
・ドア等のガラス、柱角については、楽器の移動の際に破損しないような設えとする。
・収納する楽器の荷重を考慮し、耐久性のある床とする。

〇美術室・図工室

・絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する。
・ドライヤーの使用等に備えて、適切な電気容量を確保する。
・十分な数量の水栓、流し、水切り等を利用しやすい位置に設置する。
・天井にレールを設置する等、絵画を展示できるように工夫する。
・適切な容量の材料・工具の収納スペース及び完成品の保管、展示、鑑賞等のスペースを確保する。
・大きなものを作ることができるようなスペースを近くに整備する。
・排水管プラストラップを設置する。
・展示スペースは、室内に広く設ける。ただし、室内に設けることが難しい場合は、廊下に展示スペースを確保することで代替可能とする。

〇家庭科室（調理・被服）

・衛生に配慮した設備とする。
・水やガスの使用に配慮した仕上げとする。
・適切な電気容量を確保する。
・ランチルームと一体使用することを想定した計画とする。
・適切な容量の調理器具、被服用器具等の収納スペースを確保する。
・製作途中の作品の保管スペースを確保する。
・作品展示や掲示物のスペースを確保する。
・洗濯物を干すスペースを確保する。ただし、室内に設けることが難しい場合は、準備室にスペースを確保することで代替可能とする。
・調理する児童・生徒の手元が見える調理台の配置とする。
・火気使用を考慮した換気計画とする。
・災害時の利用を想定した整備とする。

〇ランチルーム・多目的室

・様々な学習形態に対応できるような環境を整備する。
・衛生に配慮した設備とする。
・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
・照明は、必要に応じて照度を調整できるようにする。
・温かみのある木調の床・家具を設置し、様々な活動ができるよう工夫する。家具は、容易に動かすことができるものとし、重量・構造面等に配慮する。
・テーブルや椅子は、スタッキング可能なものとする。
・災害時の利用を想定した整備とする。
・可動間仕切りを設置し、様々な学習や学級増に対応した整備を行う。

〇工作機械室【中学校】

・技術科室、美術室に近接して配置する。
・生徒が工作機械を使用するため、隣接する教室から室内の様子が分かるようにする。
・近隣や他教室に対する騒音、振動等の影響への対策を講じる。
・工作機械等の設置スペースと生徒の作業スペースの区分を考慮して計画する。
・適切な容量の材料・工具の収納スペース及び完成品の保管、展示、鑑賞等のスペースを確保する。
・機械工作機器の設置を考慮し、耐久性のある床とする。
・適切な電気容量を確保する。

〇技術科室【中学校】

・近隣や他教室に対する騒音、振動等の影響への対策を講じる。
・塗料、接着剤の使用を考慮し、換気量を十分に確保する。
・生徒の動作空間及び教員の机間巡視に配慮した机等の配置とする。
・適切な容量の材料・工具の収納スペース及び完成品の保管、展示、鑑賞等のスペースを確保する。

〇進路指導室【中学校】

・日常的に目に触れやすく、立ち寄りやすい位置に配置する。
・進路相談を行うスペース、資料の保管スペース、生徒が進路に関する情報を検索するスペース等を確保する。

〇教育相談室

・保健室と隣接させ、室内からも行き来ができるようにする。
・昇降口から見えない位置に配置する。
・相談内容が外部に聞こえないように、防音対策を講じる。
・入口のドアを開けても中を見通せないような設えとする。
・温かみのある木調の床・家具を設置する。
・外部から内部の状況が分からないように整備する。

〇児童・生徒更衣室

・2 学級が同時利用する際の人数を考慮し、ロッカーを設置する。
・体育等を想定し、適切な場所に十分な数を配置する。
・二重カーテン等により廊下から中の様子が見えないよう配慮する。

キ 学校図書館（学習情報センター）

・十分な採光の確保とともに、室内を温かみのある色彩の設えとすることで、居心地の良さを感じる誰もが利用したいと思える空間とする。
・学びの中心となるように、小中学校が一体で使えるよう配置すると共に、機能性に優れ、日常的に使いやすい動線を確保する。
・自主学習やグループ学習ができる空間を確保し、無線 LAN やタブレット端末等 ICT 環境を整え、児童・生徒の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を実現できる環境を整備する。
・子どもたちが伸び伸びと図書に触れあい、交流しながら、多様な学びをさらに深められるような「知の拠点」として整備する。
・十分な蔵書と閲覧スペースを確保し、本に囲まれくつろげる場所とする。
・リラックスできるスペースを確保し、児童・生徒が気軽に集まることができ、利用しやすく、親しみやすい設えとする。
・書架は、適切な大きさ、高さ、配置とする。
・情報機器の導入を想定した配線計画とする。
・資料の展示・掲示スペースを確保する。

ク 子どもスキップ

・東京都認証事業に配慮するとともに、学童利用、一般利用を踏まえ、児童数の増加に対して十分な広さを確保する。
・床、壁、天井は、音、振動に配慮した素材を選定し、採光や室内の色彩にも工夫をすることで居心地の良い空間にする。また、特別な支援を要する児童等がクールダウンできるようなスペースを確保する。
・利用しやすさに配慮し、校庭側、校舎側いずれからもアクセス出来る動線を確保する。
・校庭を見渡すことができ、昇降口を学校と共有できる配置とする。

・子どもスキップの職員の視点から、子どもを見守りやすく、執務しやすい環境を整備する。
・独立性を保ちつつ、学校と連携しやすいように校地内に整備する。
・専用のユニバーサルトイレを設置する。
・専用の手洗い場を整備する。
・冷水器置き場を設ける。
・配置する家電等を考慮した適切な電気容量とコンセント数を確保する。

ケ 体育施設

○校庭

・イベントや授業運営における使い分けを想定し、小中学校それぞれに十分な広さを 1 面ずつ整備する。
・暑さに配慮した整備を行う。
・運動会等の行事の際に競技スペース及び観覧スペースを十分に確保できるよう整備する。
・配置は、児童・生徒の体格差や異なる利用を想定し、安全性を考慮した整備を行う。
・周辺部を緑化する等、児童・生徒が自然に親しむことができる環境とする。
・近隣に対する騒音、土ぼこり抑止に配慮する。
・近隣及び校舎に対する防球対策として、十分な高さの防球ネットを設置する。
・十分な容量の収納スペースを確保する。
・緊急車両やバス等、大型車両の乗り入れを想定した整備を行う。
・将来的な児童・生徒数の増加等、様々な観点を考慮し、現状より広くなるよう整備する。
・部活動等の運動がしやすく、死角の少ない形状にする。
・遊具の設置については、「遊具の安全に関する基準（社団法人日本公園施設業協会発行）」を参照し、適正に配置すること。
・熱中症対策のため、日除け対策を講じる。
・グレーチングは、滑り止め対策を講じる。
・子どもたちの交流が促進され、リラックスできる屋外スペースを整備する。
・全天候型舗装を原則とし、状況に応じて人工芝での整備も可能とする。【小学校】
・全天候型舗装については、クッション性、耐久性、熱対策を考慮する。【小学校】
・温度上昇に配慮する。【小学校】
・クレイ補装を原則とし、状況に応じて人工芝での整備も可能とする。【中学校】
・部活動での利用を考慮し、各種競技の使用を考慮した広さ、形状、設備とする。【中学校】

○体育館

・小中学校それぞれ単独で整備し、併設する場合は、互いの利用状況によって騒音等の影響がないように工夫する。
・教室からの動線等を考慮し、児童・生徒が円滑に移動できる位置とする。
・夜間や学校休校日の体育館開放を考慮した配置とする。
・ステージ（24m×5m＝120 ㎡）＋アリーナ（24m×30m＝720 ㎡）＋収納スペース（学校用 60 ㎡程度、開放用 20 ㎡程度）を標準とする。
・ステージは、常設又は電動式の可動ステージとする。
・十分な容量の収納スペースを確保する。

・バスケットボール、バレーボール等の競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
（バスケットボールコート：1 面（練習用 2 面）、バレーボールコート：1 面（練習用 2 面）、バドミントンコート：4 面程度）
・学校生活、学校行事、避難機能等、様々な観点を考慮し、十分な広さを確保する。
・競技の際に怪我のないよう、安全性を考慮する。
・観覧のためのスペースを確保する。
・体育館の放送室は、体育館・舞台を見渡せ、舞台から容易に行くことのできるよう、競技フロアに設置する。また、照明・音響を集中コントロールできるようにする。
・ギャラリーへの移動の際、昇り降りの安全性を確保する。
・四季を通じて快適に利用できる設備性能を備える。
・災害時や学校開放を考慮し、トイレ、更衣室、シャワー、備蓄倉庫を近くに配置する。
・救援センターとしての活用を想定した整備を行う
・災害時の避難場所となることを想定し、冷暖房設備を設置する。
・災害時に備え、個別にテレビアンテナを設置する。
・体育館内を完全に遮光できるよう整備する。
・出入り口は、楽器や大人数の児童・生徒の出入りを考慮した大きさとする。
・器具庫は、器具等の種類に応じて分類し、保管できるように整備する。
・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・照明スイッチやガラス面には、防球ガードを設置する。
・床材は、スポーツフロア等、運動に適した素材を採用する。

〇屋内多目的運動場

・子どもたちの様々な活動で使用することを想定した施設整備を行う。
・体育館に近接して配置する。
・中学校の武道場の機能を有する室とし、柔道や剣道の競技での使用を考慮したスペース、天井高を確保する。
・アリーナ（15m×15m＝225 ㎡）～（16m×20m＝320 ㎡）と収納スペースを確保し、畳や器具等の種類に応じた分類・保管方法に配慮する。
・柔道や剣道の競技での使用を考慮し、照明保護具を設置し、壁の強度を確保する。
・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・災害時の避難場所となることを想定し、冷暖房設備を設置する。
・災害時等の使用を想定し、トイレ、更衣室、シャワー、備蓄倉庫を近くに配置する。

〇屋内プール

・外部からの視線と熱中症対策を考慮する。
・小中学校共用で安全に使用できるよう水深調整機能（可動床）を整備する。
・プールサイドには児童・生徒が並ぶスペース及び準備体操のできるスペースを確保する。
・地域への開放を見据え、温水プール等必要な機能を整備するとともに、児童・生徒、地域利用者の動線に十分配慮した配置計画とする。
・1 年を通じて快適に利用できる空調設備を整備する。
・衛生面、維持管理面等に配慮する。

・排水口の安全対策等を講じる。
・必要に応じ、プールサイドの防滑対策を講じる。
・機械室は、利用及びメンテナンスの容易な位置に配置する。
・腰洗い槽は設置せず、全身を清潔に洗える温水シャワー（縦方向・横方向）を整備する。
・利用状況に適した広さの更衣室を確保し、体が濡れた状況での使用について配慮する。
・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・災害時の洗浄水や消防水利等を考慮する。

コ 給食関連諸室等

○給食調理室

・小中学校それぞれのメニューの違いや配膳経路等に配慮したうえで、小中学校共用で整備する。
・衛生に配慮した設備とする。
・食材の搬入に配慮した配置とする。
・床は、ドライ方式とし、ノンスリップ長尺塩ビシートを使用する。
・汚染区域（検収室、下処理室、洗浄室）と非汚染区域（調理室、配膳室）で構成する。
・各区域は、間仕切り壁、床の色変え等により、その区分を明確にし、各区域間の作業動線を考慮した計画とする。
・調理員の動線、作業の流れを考慮し、できる限り移動しやすい通路を確保する。
・手洗い場は自動水栓、液体又は泡石鹸、アルコール消毒付とし、鏡、ペーパータオルを設置する。作業区域ごとに最低１か所設置する。
・給食調理室入り口の手洗い場は、肘まで洗えるよう、十分な大きさ、深さのものとする。
・十分な換気、通風を確保し、熱源の周辺の温度管理に留意して、設備・備品等を計画する。
・天井照明は直付けにする等、手の届かない範囲に極力、埃溜りを作らないよう配慮する。
・衛生面を考慮し、給食調理室のグリーストラップは、屋外に設置し、できる限り衛生管理が容易になるよう整備する。
・各階のワゴンプールは、施錠できるようにする。
・アレルギー食対応の調理室を設置する。
・内部の様子が廊下等から見えるよう配置する。
・文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。
・給食調理室の給水方式は、直結方式とする。直結方式の逆流対策については、東京都水道局の指導を順守する。
・調理員が滞留する場所と給気設備の吹き出し口が重ならないよう配置する。
・給食調理室の床は、準備室・前室、汚染区域、非汚染区域の３色で色分けする。
・作業スペースの手洗い場は、カート等が当たることを想定し、ステンレス製にする。
・検収室は、納品業者が出入りをするため、駐車スペースに近接して配置する。
・検収室の外壁には、納品業者用のインターホンを設置する。
・衛生上、調理員の出入りが直接できないよう下処理室から調理室へ食材を直接渡せるカウンターを設置する。
・下処理室のカウンターは、生鮮食品が調理機器に最短で運べるよう、フライヤー、回転釜、

スチームコンベクションオーブン近くに配置する。
・給食機器は重量物であるため、修理や交換が容易であるように備品配置等を工夫する。
・洗浄機に入らない食缶、移動台等の洗浄のため、洗浄室に壁掛けシャワー栓を設置する。
・検収室、下処理室、調理室、洗浄室に設けるグレーチングは最低限にする。
・配膳車を廊下又はリフトから直接洗浄室に返却できるようにする。
・グリーストラップの蓋や回転釜のグレーチングは、容易に空けられるように、できる限り軽く、分割できるものとする。
・近隣への騒音、臭気に配慮した排気等の設備計画とする。
・外部、廊下等との出入り口には、ノンレールタイプの引分け式又は片引き式の網戸を設置する。
・備品の入れ替えが容易に行えるように給食調理室外への開口を確保する。
・衛生及び労働環境に配慮し、室温を一定に保てるように空調及び換気設備を設置する。
・洗浄機の給湯機は、シンクの給湯機と別に設置し、それぞれ温度を調整できるようにする。

〇調理員休憩室

・休憩室、トイレ、トイレ前室、廊下で構成する。
・トイレ前室は、衣服をすべて脱ぐことを想定して、鍵を掛けられるようにする。
・トイレは、衛生面を考慮し、便座蓋の自動開閉等の手を触れずに使用できる設備とする。
・手洗い器は、トイレ内に設け、自動水栓を設置する。
・休憩室内に更衣スペースを確保できるよう、カーテン等で仕切れるスペースを整備する。
・トイレの扉は、細菌等の感染防止のため、ガラリを設置しない。
・調理員が早朝に出勤するため、外から直接休憩室に入ることができる出入り口を設ける。

サ 管理諸室等

〇校長室

・校長の執務スペースと 10 人程度座れる応接スペースで構成する。
・校長室として適切な内装とする。
・応接や資料保管、展示のため、適切な位置に家具を設置する。

〇職員室

・小中学校、特別支援学級の教職員が一同に集まることができるよう、十分な広さと座席数を確保する。
・事務スペース、打合せスペースで構成する。
・普通学級の職員室と特別支援学級が近接する場合は一体整備とし、距離が離れている場合は特別支援学級に近接した位置に特別支援学級の職員室を配置する。
・十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、各種文書、教材・教具等の保管のためのスペースを確保する。
・可能な限り大きいホワイトボードを設置する。
・緊急時に備え、校庭にすぐに出ることのできる構造とする。ただし、2 階以上に配置する場合は、室内から校庭を見下ろすことができる配置とする。
・校庭、出入り口等への見通しがよく、校内の移動もしやすく、児童・生徒との距離感が近いと感じられる配置にする。

・二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。
・児童・生徒と教職員のコミュニケーションが促進されるような工夫を行う。
・巣鴨小学校の教職員をはじめ、他校の教職員が来校し、連携することを想定した打合せスペース等を設ける。
・総合盤は、副校長席の近くに設置する。
・防犯カメラモニターは、副校長席から見える位置に設置する。

〇事務室

・職員室、印刷室に近接して配置する。
・十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置する。

〇主事室

・事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。
・作業スペースは、作業に十分な広さを確保し、換気や採光にも配慮する。主事室内での確保が難しい場合は、別途確保することで代替可能とする。
・主事室倉庫には、電動工具の使用を想定し、電源を設置する。
・大容量のやかんでの湯沸かしができるよう、コンロはガス 2 口以上とする。
・保温ポット、多数の食器等、十分な収納場所を確保する。

〇会議室

・校長室と職員室に近接して配置する。
・情報機器の使用を想定した設備を整備する。
・可動間仕切り等を設置し、将来的な学級増や様々な活動に対応した整備を行う。
・複数の小会議室を設け、個人面談や相談室、リモート会議の場所として使えるような個室機能を確保する。
・教材作成、会議、打ち合わせ、情報交換、リフレッシュ、更衣、休憩、資料保管等、様々な活動が可能な環境を整備する。

〇放送室

・できる限り校庭を見渡すことができる位置に設置する。
・窓は、児童・生徒が椅子に座って校庭が見える高さとする。
・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
・児童・生徒及び教職員が使用する諸室であるため、互いの動線に配慮した出入り口とする。

〇印刷室

・機械設置スペース、帳合等の作業スペース、用紙等保管スペースで構成する。
・教職員の教材作成を考慮し、職員室に近接して配置する。
・印刷機の音が響くため、保健室、相談室等と離れた位置に配置する。
・他教室に対し、防音対策を講じる。

〇保健室

・校庭等の運動施設との連携が取りやすく、緊急車両のアクセスが良い位置に配置する。
・日常目に触れやすく、立ち寄りやすい位置に配置し、教育相談室との連携に考慮した配置とする。

・室内には、検診時に目隠しとなるカーテンを設置する。
・静かで良好な採光、通風等の環境を確保できる位置に設置する。
・執務、休養、収納、相談のスペースで構成し、各役割と動線を考慮して計画する。
・温かみのある木調の床・家具を設置する。
・外からの入口はできる限りスロープとし、手洗い・足洗い場を設置する。
・検診での使用を考慮し、間仕切りカーテンを設置する。
・検診器具の洗浄や、バケツに水を入れられる程度の深さ、大きさのある流しを設置する。
・流しは、製氷機の設置を考慮した位置とし、常時温水が使えるようにする。
・気分の悪い児童・生徒の対応等のため、トイレ・流しを近接した位置に配置する。
・小学生が利用する保健室については、トイレやシャワーを設置する。
・空調設備は、休養している児童・生徒に直接風が当たらないよう留意する。
・備品類に応じた、十分な容量の収納を確保する。
・検診での使用を考慮し、窓側カーテンレールはダブルとし、カーテンと遮光カーテンを設置する。
・検診等で使用できるコンセントの配置とする。
・検診の際に一方通行とできるよう、廊下側に出入り口を 2 か所設ける。
・側弯症検査のため、部屋を暗室状態にできるよう整備する。
・廊下に十分な掲示スペースを確保する。

〇PTA 室

・冷暖房設備及びパソコンを設置できるよう、電源や配線用空配管等を整備する。

〇職員更衣室

・防犯面に配慮する。
・二重カーテンや前室等で廊下から中の様子が直接見えないよう計画する。
・カーテン等で仕切られた更衣スペースを設置する。

〇倉庫・教材庫等

・保管物品の使用者や使用頻度に応じた配置とする。

〇廃棄物置き場

・搬出を考慮した配置とする。
・廃棄物を分別して保管しやすいよう整備する。
・火災等に備え、熱感知機を設置する。
・学校内及び近隣への臭気等に留意する。
・屋外又は屋内に地流しを整備する。
・「豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準」を遵守する。

シ その他

・自然や生き物に触れあえる環境を屋上利用含めて計画する。
・畑（菜園、花壇）を整備し、食育につながる栽培活動が行えるようにする。
・体育館や校庭以外に子どもたちが運動できるスペースを整備する。

（２）総合体育場の仕様

ア 全体計画

○雰囲気・デザインイメージ

・開放感を感じられる空間を整備する。
・安全性を考慮した適切な広さを確保する。
・近隣に配慮した防音対策等を実施する。
・競技者及び近隣に配慮した照明設備を整備する。
・競技者のみならず、多様な来場者にも配慮した安全性の高い施設とする。
・利用システム及び場内の案内は、誰もが分かりやすいつくりとする。
・十分な広さを確保し、使い勝手のよい倉庫を設置する。

イ 共通仕様

・学校と総合体育場の共通仕様による。

ウ 共用部

○エントランス

・十分な広さを確保し、多世代が交流できるスペースを設ける。
・交流スペースには椅子や机を設置し、休憩スペースとしても活用する。
・野球場から使いやすい位置に出入り口を設ける。

○エレベーター

・想定される利用人数に応じた台数を設置する。
・弓の長さ等も考慮し、各競技者が使いやすいエレベーターとする。

○駐車場・駐輪場

・総合体育場利用者用の駐車スペースを確保する（東京都駐車場条例に基づいて台数を算定）。
・適切な容量の屋根付駐輪場（総合体育場利用者用）を確保する。
・大会開催時にも十分な台数を確保し、周辺の交通状況を考慮した整備を行う。

エ 屋内スポーツ施設

○体育室

・個人開放を実施している卓球や、人気のあるダンス、ヨガでの利用に対応しながらも、多目的な用途で使用することを考慮した設えとする。
・可動間仕切りを設置し、可変性を高める。
・音響設備を充実させ音楽面での利用を想定する等、多目的な用途で使用することを考慮する。
・卓球を同時に８面実施できる広さを確保する。
・遮光性や、光量、色温度に配慮し、卓球場として利用しやすい光環境を整備する。

○弓道場

・和の空間としての設えを整え、学校教育における伝統文化体験の場としても活用できる環境とする。

・競技者 6 人が同時に競技できる広さを確保する。
・巻き藁、作業スペース、講師控えを設ける。
・控えと各種スペースの間には可動間仕切りを設置する。
・畳が必要な場合は置畳とし、畳の収納場所も確保する。

〇アーチェリー場

・競技者 6 人が同時に競技できる広さを確保する。
・控え室及び待機室は適切な場所・角度で配置する。
・階高は弓道の遠的での利用も想定し、競技に適切な高さを確保する。
・控え、待機スペースの配置は建物形状に合わせて調整する。
・的場の近くに倉庫をつくる。
・児童・生徒及び一般の人が見学できる工夫をする。
・指導員が待機できる場所や作業スペースを設ける。

〇庭球場

・既存施設のコート面数に合わせ、4 面を確保する。
・コートに近接して、ギャラリースペースや待機場所を確保する。
・大会運営用の本部席を設けることのできるスペースを確保する。
・サーフェスは屋内コートに適切な素材を選定する。
・天井の高さは競技に適切な高さを確保する。

オ 屋外スポーツ施設

〇野球場

・2 面とも現状と同等以上の長さの右左翼を確保する。
・夜間利用や冬季の夕方以降の利用を想定し、照明機能を設置する。
・照明の LED 化や照明設備の高さ、照射の方向を工夫する等、近隣住民への光の影響を最小限に抑える。
・防音壁を設置する等、近隣住民への音の影響を最小限に抑える。
・防球ネットは安全面に配慮した高さとする。
・センターの位置が重ならないように整備を行う。
・選手の待機・準備場所を確保する。
・野球場としての利用に特化した人工芝を選定する。
・倉庫やグラウンド専用トイレ、水道設備を利用しやすい位置に設ける。
・観覧席や観客席に至る動線は、車いすやベビーカー利用者に配慮した設えとする。
・イケ・サンパーク側に複数の出入り口を設ける。
・野球場側に車が進入可能な入口を設置する。
・運動会等の学校行事において、小中学校との連携活用が可能な動線及び運用を確保する。

カ 管理諸室等

〇事務室

・受付は利用者動線等を考慮し、適切な位置に配置する。
・管理者用の更衣室、休憩室、給湯室を確保する。

・医務室を設置する。
・建物内外から入れる作業スペースを確保する。

〇更衣室・シャワー室

・各競技スペースから使いやすい配置とする。
・利用人数に合わせたロッカー数・シャワー室数を確保する。
・清掃しやすく、清潔に保ちやすい仕様とする。
・女性用更衣室にはパウダースペースを設ける。

〇会議室

・多目的な利用が可能な設えとする。

〇授乳室

・各競技スペースから使いやすい場所に配置する。

（３）学校と総合体育場の共通仕様

ア 全体計画

〇雰囲気・デザインイメージ

・敷地周辺地域の水はけ、日影の影響、土ぼこり、騒音や外部からの視線、建物の圧迫感等、周辺地域の課題を改築によって解消・低減し、地域への負荷が少なくなるよう配慮する。
・採光や通風、冷暖房設備の充実等、快適な環境を整備する。
・校舎や校庭、総合体育場の屋内外の競技スペース等の十分な広さが確保できるよう、高層化する等、建物配置を工夫する。
・地域の文化や歴史、自然や四季を感じられる施設とする。また、地域のシンボルとなるよう工夫する。
・ユニバーサルデザインを用いた、インクルーシブな施設とする。
・設備機器は管理運営がしやすいように整備する。

〇配置

・児童・生徒、教職員、地域開放の利用者、訪問者、総合体育場利用者、総合体育場職員等の活動に支障が生じることがなく、必要に応じてそれぞれが連携できるように配置する。
・建物の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保できるように配置する。
・建物は、校庭への日照を考慮し、配置する。
・周辺住宅等との間で相互に日影、プライバシー等に支障を生じることのない配置とする。
・建物の高層化に際しては、建物の形状の工夫や歩道状空地の整備等により、周辺への影響を極力低減できるよう配慮する。また、高層化に伴って学習環境が妨げられないよう施設配置等配慮する。あわせて、周囲への騒音対策として防音機能を整備する。
・各室は、将来の改修工事や施設転用を想定した配置とする。
・イケ・サンパークとの連携を意識した施設配置とする。
・機能維持のため、雨水調整池地上部への建築計画は行わないものとする。

〇バリアフリー

・児童・生徒、教職員、地域開放利用者、来校者及び災害時避難者等の多様な利用者に対応

するため、出入り口、スロープ、階段、トイレ等はバリアフリーに配慮する。
・車イス、担架、ストレッチャーが入る大きさのエレベーターを複数機設置する。
・「東京都福祉のまちづくり条例（改正平成 21 年 3 月 31 日）」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(改正 令和7年3月31日東京都条例第54号)」、を遵守する。
・文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」(令和 7 年 8 月)を遵守する。

〇防災・災害時対応

・豊島区の基本構想・基本計画のまちづくりの方向性 1「地域と共に支えあう安全・安心なまち」の観点から救援センターとしての学校機能や総合体育場の広い敷地を一体的に活用し、災害・防災に強い地域の拠点としての施設とする。
・災害発生時における多様な利用者層を想定して、避難生活時の居住環境を整えるため、体育館の機能やトイレの配置等、福祉やユニバーサルデザインの視点に立った整備を行う。
・救援センターとして、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、病者、ペット同伴等の利用も想定した環境整備を行う。
・感染症対策を考慮した避難所として、個別・隔離スペースが確保する。
・防災備蓄倉庫（地域用・校内用）、防災資機材倉庫、非常用発電設備、防火水槽（必要に応じて）、災害用トイレ、雨水流出抑制槽、防災井戸、応急給水栓等救援センターに必要かつ十分な設備を備える。
・雨水は学校敷地から周辺道路に排水しない整備とする。また、流出抑制機能を設け、雨水貯留や時間差で排水するようなグレーチング等を整備する。東京都下水道局の指導を順守する。
・校門等の出入り口は、災害時に避難者や緊急車両が出入りしやすいよう、幅を広めにする等の工夫をする。
・避難者の受入れ機能や支援・救援物資の運搬スペース等、効率的に機能分担できるように整備する。
・敷地外周部に歩道上空地や広場を整備することで、非常時は避難通路としどこからでも避難しやすい空間として整備する。
・敷地周辺部には火災に強い樹木を植栽し、防火林として整備する。
・道路側から入れる町会用防災倉庫を設置する等、地域防災組織との連携を想定した整備をする。
・防火シャッターについては、児童・生徒や総合体育場利用者等に対する危害防止対策を十分に講じる。
・ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を適宜設置する。
・各法令に基づいた防災施設・設備とする。
・非常電源設備は、災害時の使用を想定した場所に設置し、照明及び、無線機、パソコン、プリンター、携帯電話での使用を想定する。
・学校危機管理マニュアル（東京都教育委員会）に基づき、屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン、1 文字 4m 角）として学校名等を施す。
・防災行政無線のアンテナを屋上に設置し、主事室に無線機を設置する。
・災害時、避難者に情報提供ができる施設とする。

・大型の備蓄倉庫や資機材倉庫、消防分団本部等、救援センターとしての機能を向上させる設備を整備する。
・防災備蓄倉庫は体育館と近接して配置する。
・地域防災組織倉庫は車の横づけが可能な位置とし、児童利用エリアとの動線を分ける。

〇セキュリティ

・セキュリティラインを明確に設定し、学校活動と地域・スポーツ利用の動線を適切に分離・管理できるように整備する。
・出入り口、各室等の施錠を効率よく行うことができるよう整備する。
・囲障については、視線が通り、死角を作らないフェンス等を採用する。
・建物内からの見通しを確保し、来校者や総合体育場利用者等の行動をよく確認できるようにする。

〇安全

・転落防止策及び断熱化として、バルコニーを設置する。バルコニーの手摺は転落防止に十分配慮した構造にする。
・窓の開閉ストッパーの標準設置や鍵付窓の設置、面格子の取付等、転落防止策を講じる。
・採光のための天窓を設置する場合は、転落防止策を講じる。
・ガラスは用途に適したものを用いる。特に、体育館の窓ガラスは飛散防止に十分配慮する。
・外部に面したサッシュは身を乗り出せない構造のものとする。
・転落防止のための手すり等は、十分な高さを確保する。

イ 共通仕様

〇照明

・照明器具は全て LED とし、落下防止策を講じる。
・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備を設置する。
・運動を行う室・空間の照明設備には、破損防止の対策を講じる。
・トイレ等の人の出入りが限られている場所には、人感センサーを設置する。
・外構部には、環境教育に配慮し、ソーラーパネル付の外灯等を設置する。
・夜間の来校者等を確認できるようにするため、出入り口部分等に夜間照明を設置する。

〇電力

・各室の容量、形状、利用人数、使用用途等に応じたコンセントを設置する。
・電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記する。
・安全性を考慮し、漏電遮断機を設置する。

〇情報化対応

・現状の学習・校務・庁内 LAN 及び将来想定される情報環境へ柔軟に対応可能な電源・LAN 配線場所・ネットワーク機器設置場所・情報漏洩対策等に配慮した計画とする。

〇防犯設備

・防犯カメラは、見通しが困難な場所や死角となる場所等に設置する。
・防犯カメラには、原則として記録装置を接続するものとし、映像を 7 日以上 30 日以内保存する。なお、学校に関しては、「豊島区立小・中学校及び幼稚園における防犯カメラの

設置及び運用に関する要領」を遵守した整備を行う。
・門や敷地境界、建物周囲等の適切な位置に夜間照明を設置する。その際は、近隣の住宅への影響等にも配慮する。

〇給排水

・トイレは自動水栓とする。
・耐震に配慮した給排水管とする。

〇空調

・原則、全ての居室に空調設備を設置する。
・各室個別の空調、換気設備（全熱交換ユニット）とする。
・十分な換気が実現できるような空調設備を導入する。
・空調効率の向上のため、室内の断熱化を行う。
・災害時に備え、EHP と GHP を複合的に整備する。
・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、冷暖房・換気の容量、方式、位置、設置数等を計画する。
・換気設備を使用した際に、風切音がしないよう給気に配慮する。
・職員室、普通教室、特別教室、総合体育場事務室は加湿器を整備する。
・メンテナンス、ランニングコストを考慮する。

〇省エネルギー、環境配慮

・環境負荷の低減や自然との共生に配慮し、太陽光発電、雨水利用、屋上・壁面緑化、環境教育の場としての機能を整備する。
・建物の環境性能として ZEB Ready 相当以上を標準とする。
・太陽光発電等は、環境教育に活用できるよう、発電量とともに、建物全体の使用量を表示できるようにし、月間の発電データが把握できるようにする。また、自立運転機能を有すものとし、災害時は、体育館、職員室、主事室前廊下や昇降口のコンセントを使用できるようにする。
・節電効果や防災対策、環境負荷低減を考慮した設備を導入する。
・トイレ洗浄水等に雨水を利用できる設備を設置する。
・温室効果ガスの排出量を削減するために、日射遮蔽等、建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房設備等の効率化を図る。
・周辺地域との調和に配慮した緑化を計画する。
・既存樹木は工事や安全面等に支障が無く、かつ老朽度にも問題がない場合は、存置もしくは移植により保存する。また、伐採した樹木はベンチに加工して活用する等、児童・生徒や総合体育場利用者等が自然を身近に感じられる工夫をする。
・自然光や自然通風等、自然エネルギーを積極的に取り入れ、省エネルギー化を図る。
・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）にて☆5 相当の省エネルギー性能を実現する。
・CASBEE（建築環境総合性能評価システム）にて A ランク相当の環境性能を実現する。
・「豊島区役所地球温暖化対策実行計画」を遵守する。

〇内部・外部仕上げ等

・児童・生徒や総合体育場利用者が安全に生活・利用できるよう、ディテールに配慮する。

・フレキシブルに使用できる空間とする。
・用途やコスト等を踏まえながら、可能な範囲で国産材を使用する。
・木製の床については、置床方式等を採用することで歩行感に配慮した整備を行う。
・ダニ発生等に伴うメンテナンスを考慮し、カーペット床は原則禁止とする。
・汚れやすい部屋は腰壁を高くする等、汚れが目立たないよう工夫する。
・窓下等は、埃がたまりづらい設えとする。

ウ 共用部

〇トイレ

・十分な広さ、明るく温かみのある雰囲気を確保できるよう計画する。
・十分な換気量、通気性を確保し、臭気に配慮する。
・男女の出入り口は、廊下等から中が見渡せないようにしつつ、ドアは設置しない。
・男女の界壁は、防音仕様とする。
・覗き・いたずら対策に配慮する。
・手洗い器は、自動水栓とする。
・照明は、人感センサー方式とする。
・すべて洋式便器を設置する。
・プール以外の大便器はすべて、暖房・温水洗浄便座を設置する。
・小便器は自動洗浄とする。
・洗浄水は中水を利用する。
・各トイレの小便器・大便器、洗面器のうち、それぞれ１か所は手すりを設置する。
・床は乾式仕様とする。
・SK は男女別に設けるか、廊下側等、男女ともに使用できる箇所に設ける。
・トイレの個室内は、手の届く高さにフックと物置台を設置する。
・男女別に適切な規模で使いやすく、メンテナンスがしやすいように整備する。
・学校・総合体育場それぞれ、男女共に１階に１か所ずつ、ベビーチェアー、ベビーベットの設置をする。
・学校・総合体育場の各階１か所以上、だれでもトイレ（オストメイト付き）を設置する。
・1 階に設置するだれでもトイレは、大人用ストレッチャー、大人用ベッド付きの仕様とする。
・校庭や野球場から土足で直接利用でき、バリアフリーに配慮したトイレを学校、総合体育場共に最低１か所整備する。
・各階のトイレに男女１か所以上、フィッティングボードを設置する。
・児童・生徒数・総合体育場利用者数に応じ、十分な便器数、手洗いの水栓の数を計画する。
・教職員・来客用、児童・生徒用、総合体育場利用者用、職員用をそれぞれ確保するよう計画する。
・1 階のトイレは災害時に利用できる「災害用トイレ」等を採用する。
・低リップの便器の設置等、児童の発達差に配慮した整備を行う。

〇廊下（階段）

・全体計画を考慮したうえで、安全で見通しの良い広さの幅を確保する。

・日常及び避難時の通行の場として、十分に安全な面積、形状とする。
・車椅子での移動に配慮したバリアフリー計画とする。
・児童・生徒や総合体育場利用者の立ち寄りやすい位置に、コミュニケーションやリフレッシュができる空間を整備する。
・階段や吹き抜けの空間等から、スカート内が見えないよう配慮する。
・掲示スペース、収納スペースを確保する。

〇屋上

・児童・生徒や総合体育場利用者の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。
・東京都の環境確保条例等に基づき、必要な太陽光パネル、屋上緑化を設置する。
・空調室外機を設置する場合は防音フェンス等を設置する。

〇外構

・周辺地域や街区の緑地、樹木とのつながりを意識し、ウォーカブルな外構とすることを計画する。
・校舎からの見通し及び維持管理を考慮するとともに、地域交流の場となるような緑化計画とする。
・歩道状空地の整備等により、周辺道路の通行の安全性を向上させる。
・樹木・歩道状空地を活用し、周辺地域と調和の取れた施設とする。
・大雨の際の雨水を敷地内で処理できるよう計画する。

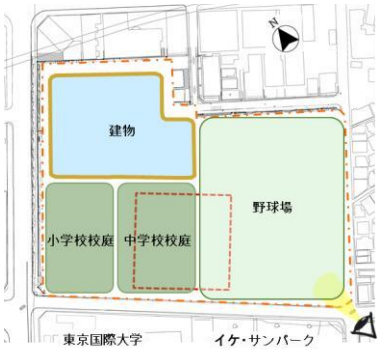
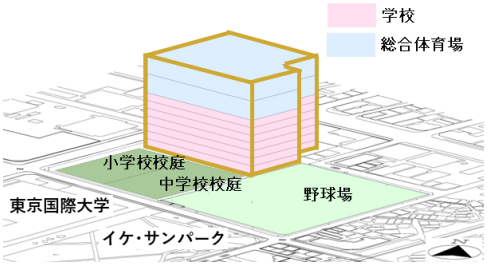
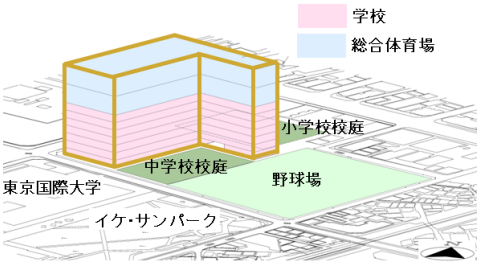
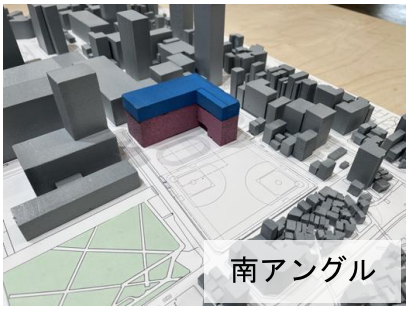
〇駐車場・駐輪場

・敷地を有効活用するため、学校及び総合体育場の配置を考慮しつつ、適切な場所に整備する。
・適切な台数の屋根付駐輪場（通勤用・来校者用・総合体育場利用者用）を確保する。
・学校用の給食搬入車両・物品搬入車両・一般車両・総合体育場利用者用の駐車スペースを確保する（学校用：物品搬入車両・一般車両あわせて 3～5 台程度／総合体育場利用者用：東京都駐車場条例に基づいて台数を算定）。
・敷地を有効活用できる配置とする。
・イベント等開催時にも対応可能な台数を確保し、周辺の交通状況を考慮した整備を行う。
・EV 充電駐車台数は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき算定する。

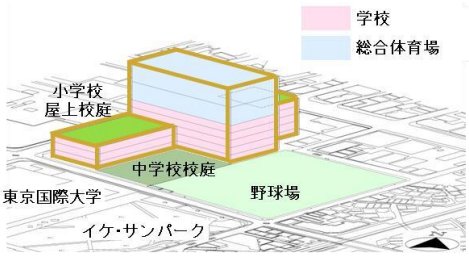
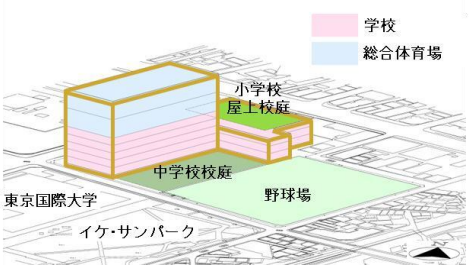
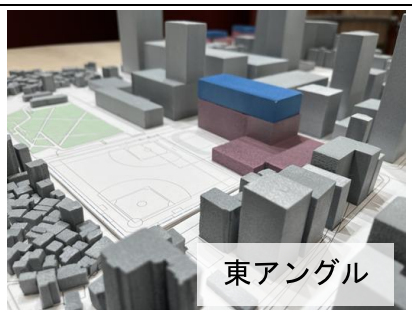
（参考）配置パターン例

考える会からの提言書では、建物、校庭、野球場の配置に重点を置いた配置パターン例が提案された。それらを参考にしながら、最終的なレイアウトについては、日影規制、各建物配置のメリット・デメリットを考慮したうえでプロポーザルの提案及び基本設計の中で決定する。

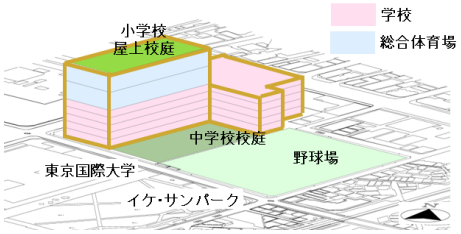
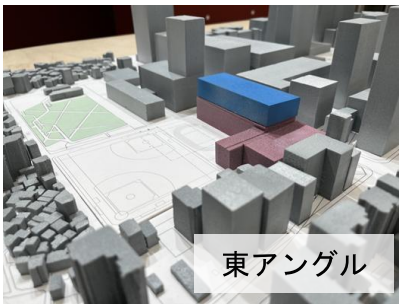
凡例：地上校庭／屋上校庭／野球場／学校／総合体育場／雨水調整池

	A-①案　（地上一体配置）	A-②　（地上分散配置）
平面配置図		
立体イメージ図		
模型写真	 	 
特徴	・広い校庭を確保することが可能	・小学校校庭を広くすることが可能 ・敷地北側住戸への日陰の影響や圧迫感が少ない
課題	・校庭利用時の体格差への配慮が必要 ・高層化に伴い、大型エレベーターが必要 ・教室から地上校庭までの距離が短く、移動の負担が大きい ・敷地北側の住戸への日陰の影響や、圧迫感が大きい	・高層化に伴い、大型エレベーターが必要 ・教室から地上校庭までの距離が短く、移動の負担が大きい

凡例　地上校庭　屋上校庭　野球場　学校　総合体育場　雨水調整池

	B-①案　（中間階-南側校庭）	B-②　（中間階-北側校庭）
平面 配置図		
立体 イメージ図		
模型写真	 	 
特徴	・A案に比べ、低層化することが可能 ・普通教室と校庭の距離が近く移動の負担が小さい ・小学校屋上校庭とプレイグラウンドの組み合わせで、多様な活動に対応	・A案に比べ、低層化することが可能 ・普通教室と校庭の距離が近く移動の負担が小さい ・中学校校庭を広くすることが可能
課題	・広い小学校校庭を確保するために、分散配置など工夫が必要	・広い小学校校庭を確保する工夫が必要

凡例　地上校庭　屋上校庭　野球場　学校　総合体育場　雨水調整池

平面 配置図	**C案　（屋上校庭-最上階）** 
立体 イメージ図	
模型写真	 
特徴	・A案に比べ、低層化することが可能 ・小学校校庭を広くすることが可能 ・屋上校庭は周辺からの視線に影響されにくい
課題	・屋上校庭を利用するための大型エレベーターが必要 ・教室から地上校庭までの距離が遠く、移動の負担が大きい

参考資料

・豊島区基本構想・基本計画

https://www.city.toshima.lg.jp/001/2503071304.html

・豊島区公共施設更新計画

https://www.city.toshima.lg.jp/documents/3703/public_facilities_renewalplan.pdf

・豊島区教育大綱

https://www.city.toshima.lg.jp/347/kuse/shingi/kaigichiran/2410021338.html

・豊島区教育ビジョン 2025

https://www.city.toshima.lg.jp/351/kosodate/inkai/vision/johoka/2506031605.html

・豊島区における学校プールの今後の方針について

https://www.city.toshima.lg.jp/documents/46856/r6dai16kairinnzikaihoukoku4.pdf

・豊島区スポーツ推進計画(2025－2034)

https://www.city.toshima.lg.jp/136/sports/images/2503171447.html

・豊島区都市づくりビジョン

https://www.city.toshima.lg.jp/295/machizukuri/toshikekaku/toshikekaku/000719.html

・東池袋駅周辺まちづくり方針

https://www.city.toshima.lg.jp/405/2404081551.html

・造幣局地区街づくり計画

https://www.city.toshima.lg.jp/documents/3069/zouhei-141015-matidukuri_2.pdf

・東池袋四丁目 42 番地区地区計画

https://www.city.toshima.lg.jp/296/machizukuri/toshikekaku/shisaku/tochiriyo/1602191316.html

朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校

及び総合体育場複合施設

整備計画

令和８年（２０２６年）６月

発行　豊島区教育委員会事務局教育部学校施設課
豊島区文化スポーツ部生涯学習・スポーツ課
〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1
【学校施設課】
電　話　03-4566-2789
ＦＡＸ　03-3980-7200
【生涯学習・スポーツ課】
電　話　03-4566-2763
ＦＡＸ　03-3981-1577